

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	225	4	229	2,415,286	26,712	2,441,998	661,200	1,780,798
歯科医業	96	4	100	583,400	23,745	607,145	287,584	319,561
薬剤師業	x	x	x	x	x	x	x	344
あん摩等の事業	65	2	67	331,469	6,606	338,075	194,300	143,775
獣医業	56	3	59	471,337	15,076	486,413	170,859	315,554
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	2,168
弁護士業	174	9	183	1,976,455	78,228	2,054,683	529,492	1,525,191
司法書士業	100	10	110	784,332	56,959	841,291	319,000	522,291
行政書士業	20	1	21	89,709	4,158	93,867	57,517	36,350
公証人業	8	-	8	75,757	-	75,757	23,200	52,557
弁理士業	5	-	5	40,213	-	40,213	14,500	25,713
税理士業	239	20	259	1,774,496	124,451	1,898,947	748,201	1,150,746
公認会計士業	33	1	34	291,559	5,040	296,599	98,600	197,999
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	42	6	48	266,626	41,464	308,090	139,200	168,890
コンサルタント業	106	9	115	551,791	33,002	584,793	327,943	256,850
設計監督者業	219	24	243	1,174,255	115,427	1,289,682	701,560	588,122
不動産鑑定業	10	1	11	70,452	3,711	74,163	31,900	42,263
デザイン業	44	8	52	212,286	45,910	258,196	150,800	107,396
諸芸師匠業	69	12	81	295,305	48,441	343,746	229,826	113,920
理容業	72	11	83	296,653	38,858	335,511	240,700	94,811
美容業	164	21	185	796,577	92,743	889,320	530,460	358,860
クリーニング業	10	1	11	40,928	4,092	45,020	30,692	14,328
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	59	10	69	251,688	46,563	298,251	200,100	98,151
測量士業	27	2	29	144,019	11,770	155,789	84,100	71,689
土地家屋調査士業	59	5	64	310,682	23,475	334,157	183,425	150,732
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	2,949
印刷製版業	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,904	166	2,070	13,251,419	857,348	14,108,767	5,966,759	8,142,008

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成23年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	x	x	x	x	x	7,848
第2種事業	x	x	x	x	x	386,289
第3種事業	x	x	x	x	x	1,535
計	x	44,710	44,712	89,422	x	395,672

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成23年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。